

コンスティテューションと憲法の連続と 非連続についての考察

— 翻訳語としての憲法から詔としての憲法へ —

保坂俊司*

Consideration of Continuity and Discontinuity between Constitution and Kennpo as It Translation

HOSAKA Shunji

Continuing from the previous article, this article examines the process by which the word “kennpou” was adopted as a translation of the Constitution.

As I introduced last time, the translated word A was once abandoned, but was officially revived around 1882. This time, I will examine the process of the revival of the translated word “kennpou” using the methodology of comparative civilization studies, focusing on The records of Emperor Meiji.

In the background of the revival of the word kennpo, which was considered inappropriate as a translation of constitution, there was a political intention to connect constitution with the traditions of the Japanese political system.

This is because the policymakers of the Meiji government felt that there was something in common between the Western constitution and the Japanese constitution.

This is because both constitutions were given to the subjects by the rulers.

Such laws and regulations, including the constitution, were a tradition in Japan. That is why Emperor Meiji and his entourage revived the word Kennpo and tried to place Western constitution in Japanese history.

キーワード：憲法という訳語，憲法と建国法，詔と欽定憲法，日本の憲法観，近代憲法への批判，二つの近代化

Key Words：inperial decree and constitution, Two modernizations, Constitution as a Translation, Japanese view of the Constitution

* 中央大学政策文化総合研究所研究員，中央大学国際情報学部教授
Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University; Professor,
Faculty of Global Informatics, Chuo University

はじめに

本小論では、先の考察に続きコンスティテューションの訳語としての憲法という言葉に関して検討する。今回は、学問的な批判を浴び、一度は公式に排除された憲法という言葉が復活し、更に社会に定着した、その理由や背景を、憲法という言葉そのものに着目し、その採用に至った背景について明らかにすることを目指している。

そうすることで、現在の憲法という言葉が持つ、無意識領域を規定する日本独自の神聖不可変的憲法観から解放され、憲法そのものの内容に踏み込むための意識改革に資することになる、と思われるからである。勿論、筆者は改憲派でも護憲派でもないが、憲法議論を無意識的に遠ざけ、あるいは祭り上げてうやむやにして、現実が憲法の本質と大きく乖離しつつある日本社会の現状に対して、少なからぬ危機意識を持っていることも事実である¹⁾。

憲法という言葉に潜む不可思議

先の拙論で、憲法という翻訳語が決定する前段階において、コンスティテューションへの翻訳語の選定（鑄造＝穂積陳重の言葉）の混乱状態について検討した。その中で、箕作麟祥が翻訳語として考案した憲法という言葉が、当時の学者や政治家等から評判が悪く、明治8年の「東京開成学校一覽」では、箕作訳に従い憲法と表記されたが、翌9年に国憲と改まり、明治13年の東京大学（後の帝國大学）の学科においても、加藤弘之等が鑄造した国憲という言葉が用いられたとの穂積の既述を紹介した²⁾。

つまりコンスティテューションの訳語としての憲法は、正式な学問領域や政府中では排除されていた。しかし、その憲法が、「帝國大学に於いても明治17年以来「憲法」なる名称を用いることとなった」（『続法窓夜話』43頁、以下『続』と記す）のである。

ではなぜ、一度は学問的にコンスティテューションの訳語としては不適當と排除された翻訳語としての憲法が、政治的にも学問的に復活したのであろうか。その背景に関して穂積は、明治14年3月の大隈重信の上表文に「宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラルベキ事」（同42）という文章を、紹介する。憲法学者の目からみて、この文章に用いられた憲法という言葉が、その後の憲法観の先駆けという位置づけなのであろう。とはいえ、穂積はこの点に観して、余り深くは立ち入らない。一般向けの書物であるので、この点は割愛したのであろうが、その一方で、法律関係の学者の関心とは異なるテーマであることも影響しているであろう。

ところで、衆知のように、西洋的な憲法試案は、明治初期から盛んに公表されたが、多

くは国憲を用いている。ところが、明治13～4年頃から、政府や朝廷周辺でも立憲政体や国憲への議論の文章において、憲法という言葉が用いられるようになる。穂積は、この大隈の上表文を敢えて挙げている点から、憲法という言葉が、再び天皇をはじめとする為政者関連の文書に現われた事例として着目しているのであろう。もっとも、大隈自身もこの時点では、憲法と国憲を併用している。

しかし、衆知のように、急進的な大隈の憲法案は危険視され、所謂「明治14年の政変」と呼ばれる政変に発展し、それが原因で同10月12日には、「国会開設の解説の詔」が出された。そして、翌15年3月3日に「参議伊藤博文に詔を下して、憲法制定のための調査のために、欧州に派遣することとなった」（『統』43）³⁾のである。更に、訓條に曰く「一欧州各立憲君治國ノ憲法ニ就キ……」（同43、明治天皇記5-653）とされている。これ以後コンスチテューションの訳語は、「国憲」ではなく「憲法」という言葉が、朝廷や政府の公式文書として確定してゆく。そして、学問領域でも「明治17年以降帝國大学でも、国憲から憲法へと名称の変更が為された」とする（『統』43）。但し、前述のように法学者である、穂積の説明は、これ以上踏み込まない。恐らく、国憲から憲法へ何故言葉が変更されたのかというテーマは、法学者の穂積には余り大きな関心事とはならなかったであろう。

しかし、何故一度学問領域や政府においては不適切な訳語とされた憲法が、再び復活したのであるか？ 仮に、この憲法という言葉の復活がなく、コンスチテューションの訳語として、国憲なり建国法なりが採用されていれば、「聖徳太子の憲法十七條は、今日で言う憲法とは異なり、官僚や貴族に対する道徳的な規範を示したものであり、」⁴⁾ 今日のような、用語の不統一などの憲法観の不統一は起きなかったはずであるし、なにより日本の歴史においてその存在が仏教の主導者として神聖視されてきた聖徳太子と結び付けられることも無かったはずである。

つまり、コンスチテューションの直訳としては、憲法よりも相応しいものであった国憲が、一度採用され定着したにも拘らず、いわば翻訳レベルの合理性を犠牲にしてまで、つまり「（翻訳としては）当たっておらぬ」（『統』38）と評された憲法という言葉が、何故中央政府において復活したのであるか。その真意を解明することは、昨今のように改憲・非改憲の政治的論争の対立が激化しつつあるときに、そもそも憲法とは何か、ということを考える上で、一種の精神的、文化的な障壁ともいえる文化的呪縛から、解放される切っ掛けを作ることにもなるからである⁵⁾。更にいえば昨今の国際社会の激変にあわせて憲法改正の必要性を含めて、その議論が不可避の状況にあるにも拘らず、議論の俎上に載せるどころか、そもそも改憲への無関心、その深層に無意識ともいえるレベルからの拒否反応のような空気感が、日本社会に存在するように筆者には思われるが、やはりその背景

を明らかにする必要もある⁶⁾。そこには、憲法の内容そのものの議論が憚られるような、文化的な背景が存在するようにも思われる。つまり憲法の内容の変更への抵抗もさることながら、憲法は「不磨の大典」として、また神聖不可侵の天皇の下された詔命、つまり詔（みことのり）であり、それ故に明確な神威が込められた言葉への畏怖という、日本の伝統精神を背後に感じるからではないだろうか。

本小論が明らかにしたいのは、近代西洋文明のコンスチテューションの訳語としての憲法という側面だけでなく、この言葉に託された政治的、文化的、宗教的意図、これらを総合する視点、つまり文明レベルに込められている意図である。衆知のように世界的に見れば、クーデターにより、あるいは国民投票により、国家の体制が変化すれば、新たな憲法制定や改正は、決して珍しいものではない⁷⁾。

とすれば、何故日本では、憲法を神聖不可侵的に特別扱いする発想が生まれ、定着したのであろうか、ということが問題となる。勿論、明治憲法の発布前後からの国家レベルでの憲法の神聖化は、その当事者である天皇の神聖性と一体となって形成されたものである、ということは衆知のことである。が、そもそも何故憲法という言葉を、あえて復活させ、社会に定着させたのかという点を、法律・政治の領域ではなく、文化的な背景から検討することも必要なのではないか、というわけである。つまり、その言葉に秘められた精神性や宗教性の解明である。

この点から、先の論考では、明治初期の事情を検討した。特に、最初に憲法という訳語を用いた筈作に関する検討から、従来の説よりも約半年早く蓑作が、憲法という言葉をコンスチテューションの意味で用いていたことを明らかにした（先の拙論参照）。

先にも触れたように憲法という彼の翻訳語は、当時の政府や知識階級には一種の誤訳あるいは意識として退けられていたのであるが、その憲法という言葉が、明治10年頃から宮中、そして政府内で復活し、最終的に政府の公認用語、更には他の用語が禁止されるのである。ところが、この憲法という言葉の再復活の過程に関しては、余り明らかになっておらず、今回は、この点に焦点を当てて、憲法という訳語の確定に関して検討する。特に、コンスチテューションの訳語が、国憲などの言葉ではなく、憲法でなければならなかったその理由を検討し、明らかにしたい。

結論をいえば、この憲法という言葉の持つ日本の伝統、つまり推古天皇による憲法の発布以来、憲法が天皇の詔であるという位置づけが、天皇親政を目指し、更にそれまで日本における仏教の最大の外護者としての天皇（帝）から、天壤無窮、万世一系の皇統を名実共に国家の中樞（国体）とした近代的な天皇制、更に近代日本の国のあり方、つまり現人神としての天皇が、国民（臣民）にお与えくださった詔、つまり神威を含んだ天皇の命令、これが欽定（天子の行為に対する敬意や畏怖を表す欽を付けて、天子がおさだめに

なった) 憲法という発想に通じるからである。

このように、明治中期以降の憲法という言葉は、欧米のコンステチューションの意味に加え、日本的な神聖不可侵の詔としての憲法という日本独自の意味が込められているのである。

本小論では、この憲法という言葉に込められた、政治・法律などいわば社会科学的な領域の意味を超えて、宗教や文化という人文科学領域が合わさった、いわば日本文明レベルの特異な意味が付与された憲法という言葉が採用された過程を検討する。

本論では、明治前期の憲法という言葉の変転を『明治天皇記』を中心に検討し、憲法という翻訳語が確定する過程に関して考察する。

憲法という漢語の背景

さて、憲法という訳語に関しての検討の前に、改めて簡単に憲法という漢字熟語に関して、日本における近代法の父とも称される穂積陳重の簡潔にして、網羅的な文献考証を簡単に見ておくこととする。（*詳しくは穂積の『法窓夜話』『統法窓夜話』（岩波文庫）を参照されたい。）

穂積によると、この憲法という漢語には、大きく分けて二つの意味があったとする。その一では、「支那の古代において用いられた「憲法」なる語は、「懸け示されたる法、則ち「揭示法」という意義に用いられた。」（『統』28）という具体的法の形態の意味である。そしてその二として、「支那の古典には、「憲」の字に顕の意則ち「著しく明かな義」あり」（同）とするものである。このように考えると、「憲法なる語を「明法」または「嚴法」に用い、憲をもって法に対する形容詞として「著しく」または「明らかなる」意に用いた例もまた必ず存す」（『統』29）とする。

そして、この点が、更に日本独自の憲法の意味として重要であることを次のように論じている。穂積は、「我国において「憲法」なる熟語の初見たる「日本書紀」推古天皇十二年の條における「憲法十七條」を『憲法十七條（イツクシキノミノリトヲアマリナナヲチ）』と訓じてある。」（『統』29）として、憲法の持つ二つの意味の内の後者、つまり憲が法に対して装飾的に用いられた表現の方を強く持っている、紹介している。

穂積は『日本書紀』の既述から「聖徳太子の親ら肇め造りたまひしかの十七箇条の規則（ここで彼は敢えて、憲法を用いない点も注意すべきである。）はすなわち『嚴（イツクシキ）法（ミノリ）』であって『イツクシ』とは『明正』または『嚴明』の義であろう。」（『統』29）と説明する。そして、その根拠には、漢字本来の意味に加えて、「御成敗式目」の解説書にある「十七ヶ条の御憲法ヲ作タルル也、憲ハ明也、法也、言ハ明ナル法ト云心

也」(同)とし、その意味は「嚴(イツク)しき法」「明かなる法」「顯(イチジル)しき法」と示し、この時代の憲法という熟語における「『憲』は『法』に対して、形容詞としてもちいられたものでなければならぬ」(『統』30)として、これらの文献中の憲法という言葉は、特別な意味はない、ということを立てる。

つまり、憲法という漢字熟語は、本来普通名詞レベルの言葉で、寧ろ、聖徳太子の「憲法十七條」の憲法以降、日本の法令における憲法という言葉は、「国家の定めたる法令という名詞であることは明らか」(『統』31)として、更に、『統日本紀』を引き「『憲法』もまた国家の法であることは、極めて明らかである」(『統』32)と、「憲法」という言葉は、普通名詞的なものであることを強調する。

更に、穂積は多様な憲法という熟語の用例を紹介するが、穂積の意図は、近代法における憲法、つまり大日本帝國憲法における憲法と、それまでの憲法は、同じ漢字熟語であっても、全く意味が異なるということを強調しているわけである⁸⁾。

この点を更に明らかにすべく穂積は、「『憲法』という重々しい漢語を用いると、あるいは重要な法律を指すようにきこえぬでもないが、我国においてはかように、明治の中頃に至るまでは、現今の如く国家の根本法という意義には用いられなかった」(『統』37)と述べている。つまり、彼は明治の「大日本帝國憲法」を特別な存在としたいという前提で、それまでの憲法との違いを明確化しようとして、極めて形式的にその意味を論じているのであるが、却って憲法という言葉が抱える矛盾に突き当たるわけである。

ここには、明治憲法を近代化の成果として特別視する西洋化を至上のものとして、その実現に邁進した明治のエリート層の自負が明確である。しかし、明治の近代化は、日本文明という視点に立てば、決して例外的なものではなく、飛鳥以来の先進文明の受容対象が、先進文明である中国から欧米に代わっただけである、と考えると、この穂積の憲法という言葉の解説の背後に潜む、近代型エリート知識人の無批判な西洋近代文明崇拜の姿が明らかとなる⁹⁾。それに対して、先の論文で指摘したように、箕作のような江戸時代の伝統に立脚する知的エリートは、近代文明一辺倒ではない、という意味で中立的であり、独創的であった、といえる。(＊この点も前拙論を参照。)

憲法とイツクシキノリの連続と非連続

前述のように、同じ憲法という熟語を用いながら、その指す対象が大きく異なるということは、憲法に限らず多くの事例がある。勿論、明治初頭に掲げた理想と現実との間には大きな乖離があり、それが様々な矛盾として現われた。特に、佐賀の乱や西南戦争にみられるように政治的な理念との乖離は、社会的に大きな危機を招くこととなった。それはあ

る意味で当然なことである¹⁰⁾。そして、この社会的な混乱の中で、コンスチチューションへの理解も、またその訳語も二転三転したことは、寧ろ当然のことであった。とはいえ、近代国家たらんとした明治新政体の中核であるはずのコンスチチューションを、どのような言葉で、どのように表現し、歴史的な正統性、少なくとも妥当性を含めて、その翻訳の帰結として憲法が選ばれた理由を明らかにすることは、文化史、文明史においても重要である。勿論、優れた法学者である穂積は、この点にも配慮は行っている。それは、憲法という漢字熟語の訓読み（古訓）への着目である。

穂積は、岩崎判の憲法に「イツクシキノリ」は、ノリ（法：この場合は、単なる法ではなく、詔）に、イツクシという形容詞が付けられたものである、と説明する（『続』29）。そこで、和訓を漢字から切り離して、その意味を単独で探ると、どのような意味になるのだろうか？

この点は穂積が、イツクシキノリを「厳しき法（憲法）であって、「イツクシ」とは「明正」または「厳明」の義であろう。」（『続』29）と推測しているのは、恐らく正しいことであろう。

但し、それは中国の法概念や近代法を熟知した法学の大家の見解である。しかし、推古天皇の時代という日本古代における日本独自の法（ノリ）概念が、検討されていないのは残念である。

実は、この点に筆者のいう明治第二期以降のエリート達、つまり西洋近代の学問が、その知的活動の形成主体である明治初期に留学した体験を持つ人達の一つの特徴である。暗黙の内に西洋文明の尺度で日本文明を考えるというスタンスである¹¹⁾。そこで、古語における「いつくし」について、先ず言葉の成り立ちから簡単にみてみたい。

まず、「イツクシとは、いつ（陵威）とくし（奇し）から成る。」といい「上代では、神や天皇の激しい靈威を表わし」として、一種の超越的、あるいは神的な力を表す言葉であったということである（大野晋編『古典基礎語辞典』の解説）。更に「のり（法）」に関しても、その解説に依れば、みだりにくちにすべきでないことをいう意の動詞「ノル（宣ル、ラ四）の連用形名詞」であり、この用例は殆ど上代に集中しているという。また中古以降は殆ど仏教語としてもちいられたという。上代の用例による「のり」は、法律、法令、基準、規範というような意味となる（同上）。

更に「のり」のもととなる「のる」とはどのような意味があるのであろうか。『古典基礎語辞典』では「主として、上代に用いられた語。原義は、神や天皇がその神聖侵すべからざる意向を人民に対して正式に表明すること。宣命や祝詞などに例がある。ここから転じてノルは、普通口にすべきでない占いの結果や自らの名前を、神や人の前であかして言う意を表わす。いわば靈力を持つての発言である。」（同）という意味が着目される。

更に、この解説に注目すると「神・仏・天皇などが、その神聖な意向を正式に人民に表明する。」という意味となるという。聖徳太子の時代は、仏教の常識がまだ一般化していない時代であり、この「イツクシキノリ」という言葉も、いわば現人神の神威や靈威が、言葉となって人々に伝えられたものと、一般には解釈されたし、発布する側もそういう意図があったはずである。

となれば、この憲法を和訓に従って「イツクシキノリ」と読めば、その意味は、天皇が人民（タミクサ）へ下された意思表示、命令書（詔：みことのり）ということになる。これは、明治憲法が欽定、つまり国王（日本の場合は、天皇）から臣民に賜った法（詔り）という位置づけである。故に、明治憲法が欽定憲法とされた位置づけと、憲法十七条の位置づけとは、同じ神・仏・現人神である明治天皇が定められた、つまり言語化した神威に満ちた明治時代の詔、という位置づけができるわけである。このように、憲法という言葉は、日本の精神史と近代の国家体制の基礎であるコンスチテューションを日本の古代からの法体系に位置づけることを可能にした、言葉なのである。

この点を明確に表す言葉として、後に更に検討するが、「推古帝の憲法」という認識がある。（『明治天皇紀』4-692）

憲法という訳語と憲法十七條

明治の開国と、憲法十七條が発布された7世紀から8世紀の、第一次国際化時代は、日本文明史上開国と建国という大きな出来事を伴ったという意味で、明治天皇はじめ政策担当者には、共感できる時代であった。しかも、聖徳太子と憲法十七條を結び付ける一般的な理解ではなく、正式の法律として憲法十七條を、天皇の詔として位置づける意味で「推古帝憲法十七條ヲ定メ……」（『明治天皇紀』4-692）という元田永孚の表現は象徴的な意味を持つ言葉である。

急激な西洋化による国家レベルの危機に対して、王政復古、天皇親政のいわば模範として、推古天皇や聖徳太子が活躍した第一次の開国の時代とかさねて、この危機を伝統的に見出せる天皇という政治的・宗教的なカリスマの力で乗り越えようとしたのであろう。

憲法十七條の第二条の「二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万国の極宗なり」にその点が、明確に現われている。

この場合仏教やその文明を取り入れて、国家の基礎とすることが、「万国極宗（ヨロズノクニノキワメノリ）」としての仏教であり、これが明治時代には万国公法、そして西洋的憲法の制定ということであろう。つまり仏教や律令制度の導入が、飛鳥時代以降の国際基準であり、明治にあっては、万国公法に従い、日本を近代国家に作りかえることであった。つまり、両者は、相似的な存在であり、明治天皇にとって聖徳太子への共感の意

識は小さくなかったはずである。

いずれにしても、日本の文明の形態は、常に、先進文明への自己同一に、無批判に、励む時期があり、まさに飛鳥と明治は、対象が中国（随唐）と欧米の違いはあるが、共に先進文明であり、それへの自己同一が目指されたという文明の形態がある。因みに、憲法十七條の第三条の「承詔必謹（ミコトノリヲタマワレバカナラズツツシメ）」の以下の文章には、まさに欽定憲法の構造に相通じるものがある。そこには、確かにコンスチテューションを持つ、暴力的な国家建設に鑑みての（国王などの）権力の抑制というような発想はなく、君臣共に国家形成に努力するという日本的な国家観がある。

つまり、コンスチテューションと推古帝の憲法観は、明確に異なっていることは明らかである。しかも、直訳的にも相応しくない憲法という言葉が、どうして天皇あるいは朝廷に採用されたのであろうか？ という点に関して、若手憲法研究者である田村氏は、穂積のいうように憲という漢字を持つ厳めしい意味を連想させるように「通常の法令のなかでも特に顕示すべき重要なものというような意味で「憲法」は選ばれたのかもしれない。」¹²⁾としその背景を推測している。しかし、更に田村氏は翻訳語研究者柳父章の「カセット効果」という考えを紹介しつつ、「「憲」の字には多くの人を惹き付けるカセット効果があったのかもしれない。」としている¹³⁾。

確かに、このような、いわば印象効果を狙ったということも、否定はできないであろう。が、国家の屋台骨の表現使用とするとときに選ばれた言葉の説明としては、かなり弱い。しかも、公式には一度放棄された憲法が、ここで復活したということを説明するには不十分のように思われる。

では一時放棄された憲法が、いつどのような理由で再復活したのであろうか？ 本小論では、この点を宮中の思想的な背景に焦点を当てて検討したい。

宮中における伝統回帰と権力の復活

明治の近代化は、余りに急激だったために、維新後10年前後において深刻な危機に直面する。それは大久保利通の暗殺や西南戦争に象徴される社会的な大混乱であった。この現実直面した明治政府は、近代化の名において生まれた混乱收拾の要として天皇の伝統的な力に頼る方向に傾斜してゆく。これは明治維新の原点ともいえるものであるが、その後の西欧化の過程で、ある意味希薄化した意識である。いずれにしても、政治的・宗教的に一層天皇の存在が、重要となったと思われる。そうなれば、必然的に伝統への再評価ということが重要となる。そして、その中心に天皇がいる、ということになり、統治者天皇の存在は益々重要となり、その神聖化も併せて強化されてゆく。

この点は、西南戦争まっただ中の明治10年5月17日に天皇に奉った文で、天皇の侍講であった元田永孚は、天皇の人格の完成こそ、乱れる世を治める再興の道という趣旨で、「陛下其權ヲ重ンシ其人ヲ尊ヒ親シムコト股肱ノ如クスル時ハ天下幸甚」（同4-179）と論じている。そして、この天下（社会）が乱れるのは、民衆の意見を上手く引き出すことが重要であると指摘する。つまり「言路ヲ開キ下情ヲ通セント」（同）する為に議会が必要だとする。しかしその際に「順序統轄ナケレハ又議論下ニ盛ンニシテ上以テ制シ難キ患アリ」（同）として、国家体制の確立を急ぐことを進言する。この文章には、早くも「内閣ヲ設ケ大臣三職ヲ置キ憲法ヲ建テ國論ヲ定メ」（同4-180）と述べられている。

このとき、宮中、つまり天皇の側近中の側近である元田から、大日本国憲法から現在に至るまで、日本的な意味でのコンスティテューションに対して、敢えて国憲ではなく憲法という言葉が選ばれた恐らく最初期のものであろう。そして、この辺りから憲法が、国憲に代わり用いられるようになる。彼らにとって、憲法はもはやコンスティテューション訳語ではなく、飛鳥時代以来自家薬籠中のものとしてきた先進国の文明の一部という認識になっているのであろう。日本文明の文明形態、つまり文明の型は、このように常に「和魂○才」として、異質な先進文明を受け入れてきた。この○の部分に模範とすべき先進文明の名前が入ることは、いわずもがなである。

そこで、伝統回帰の一環として、天皇は明治維新政府の主導した狂信的な神仏分離政策に伴う排仏毀釈運動で、崩壊寸前となった奈良の仏教寺院の復興に力を注ぐことになる。いわば、仏教性力への接近とその威信の回復により、天皇の権威の強化を目指した政策に転換した、ということであろう¹⁴⁾。

仏教への接近政策と憲法

天皇は、明治11年2月7～12日、西南戦争処理に目処が立った頃を見計らい、日本の歴史へ回帰するかのように、奈良へ御幸され、東大寺・法隆寺の宝物をご覧になり、このときの御幸が、正倉院や法隆寺の修復へと連なる。この件に関しては明治11年2月16日の記録に詳しくその経緯が示されている。

簡単に紹介すると天皇の御幸の発端は、「大和法隆寺所藏ノ寶物ハ聖徳太子以來相傳スルモノ多シ、然ルニ寺門漸ク衰微シ、是レガ保護ノ道講ジ難キヲ以テ、明治9年11月、住職千早定朝是ヲ帝室ニ獻」（同4-374）じ、復興を願った奈良仏教会の陳情を受けたものであろう。但し、西南戦争があり、その時期は前述のようになる。いずれにしても、天皇は大和に御幸され、その保護を決定された。それに関して、強調されたのが皇室の先祖であり、日本の仏教の歴史を切り開いた法王と称される聖徳太子ゆかりの法隆寺である。当時の法隆寺は、「伽藍マタ聖徳愛シノ創建スル所ニシテ千有餘年ノ建築ナルガ舊觀ヲ維

持スルコト能ワザル」(同)状態であった。そこで、金1万円を法隆寺への援助金とされたのである。

因みに、明治天皇は、個人的には仏教信仰に篤く、このとき献上された『法華義疏』の聖徳太子直筆本とされるものが、陛下の寝室でその没後発見されたといわれる。勿論、葬儀も、実際には蓮の花をかたどった紙片に、女官が書写した「法華経」が、添えられたと、最近明らかになった。

いずれにしても、明治天皇をはじめとする宮中では、聖徳太子の存在は、仏教信仰とともに重視されていた。このように考えれば、日本の最初の開国ともいえる隋唐文明導入の主導者であった聖徳太子への関心は、決して小さくなかったことは、容易に想像がつく。

この点は、既に触れたところであるが、7世紀初頭の日本最初の国家的な開国を主導した聖徳太子が、先進国家体制であった律令体制（未整備であったが）導入に積極的に動いたという歴史は、19世紀の明治天皇等が直面した状況と相似形をなし、強い共感を得られたのではないかと推定される。

隋唐の国家体制は、明治天皇が導入しようとした近代西洋文明に置き代えてみれば、相似形なのである。故に、明治天皇が1400年前の先祖に当たる聖徳太子に、自己の存在を投影しても不思議ではない。というのも万世一系の日本の伝統の中に位置づけるとき、明治天皇と同じような立ち位置にあった皇室といえ、それは聖徳太子である。この聖徳太子との連続性を積極的に乱そうとすれば、神仏分離と廃仏毀釈政策で荒廃した奈良の伝統仏教寺院の復興は、不可避の政策であった。

このとき以来、積極的な破壊は収まったが、依然厳しい排仏、嫌仏の風潮にあった朝廷はじめ日本社会の風潮は収まってゆく。そしてこの結果、飛鳥時代以来の皇室の伝統との連続性として、明治維新の開国を積極的に天皇の所業として位置づけることが可能となったわけである¹⁵⁾。

詔としての憲法

この点を明確に表した文章が、明治12年6月の元田の上表文に、詳しく述べられている。但し、元田等は、聖徳太子の個人的なイメージと憲法を区別して、是を「推古帝憲法十七條ヲ定メ大化ニ新制ヲ宣ベ大寶新令を頒チ爾後貞觀延喜増補改正一ナラスヲ以テ今日ノ維新ニ至テ大變革スル者豈政體ノ時ニ随エ變改セサス可カラサル者ニ非ス」(4-693)として、憲法を含めて法律の発布は、天皇の所業とした上で、政治体制やそれに即した国の形は、時代に相応して変えることは、日本の歴史において寧ろ必然である、という解釈を行う。

そうなれば、当時急激に盛り上がった民衆の国会開設への要求や、それを可能にする近

代西洋型の政治体制である立憲体制の受容と確立も、決して日本の伝統と齟齬するものではない、という理屈が成立する。この日本の連続性を主張するには、明治維新という革命的な所業を支えた国学者や朱子学者の仏教排除の理論では不可能なのである。何故なら、日本歴史を虚心にみれば、仏教のない時代は神話の時代だけであり、国学者等がいくら神代を強調しても、歴史時代を否定すれば、皇室の連続性は理論的に成り立たないからである¹⁶⁾。

逆にいえば、天皇を中心とする国家体制に沿った形で、この運動は為されなければならないというわけである。どちらにしても、天皇制の構築には有効な理屈である。

そのような連続性を考えれば、コンスティテューションを建国法などと呼ぶことは、もってのほかということになる。

いずれにしても、コンスティテューションとしての憲法は、所謂西洋近代国家のいわば発明品であり、民衆が作り上げた民族国家、あるいは新生国家という歴史的産物である。故に西洋的には、国民国家は、国の形体としてより望ましい形であり、文明が進んだ国家体制の象徴、つまり憲法を基本とする立憲体制をとることを文明への優位性の根拠としたのである。が、しかし、元田等はその呪縛から離れて、日本国家の連続性や、神聖性を強く意識できる、いわば国粹主義的理解が可能となる詔と連続している憲法という言葉積極的に選択したのであろう。

いずれにしても、憲法という言葉は、推古帝以来の詔の持つ一種の神聖不可侵性を表す言葉であり、単なる社会契約論から生まれた近代憲法とはその位置づけが異なるという政治的意図が、ここには付与されているのである。この点で、理想主義的な養作の憲法という翻訳語の意味から、より日本の政治的伝統の意味が、憲法という言葉の背景には込められていた、ということにあるであろう。そこに欽定憲法という形態が採用された日本の理由も見いだせる。

結 論

以上のように、憲法という翻訳語の復活の背後には、近代西洋文明を日本的な文化の中に強引に導入する過程で生ずる問題を、天皇という日本文明を貫く一貫性の名の下に解消させようとする意図があったということである。これが和魂洋才などと呼ばれる、日本の文明受容の典型的な事例である。

つまり、憲法という言葉には、このあらゆる変革を、天皇（大王、帝）など様々に呼ばれつつも、一貫して日本国家の最終的なより所として機能してきた天皇の存在と一体化して理解すべきという意味が、この言葉に秘められた意味である。この点こそ今日の我々

が未だに憲法議論に深く関われない潜在意識下の理由、つまり我々は、憲法という言葉を持つ、神威を未だに感じている、ということであろう。そして、これこそが、日本的な憲法のあり方、なのかもしれない。

なお今回の検討は、憲法という言葉が翻訳語から詔という日本的な文脈で新たに採用された経緯の検討であり、憲法の内容に関する考察ではない。但し、一度憲法の擁護が確定すると、憲法は西洋的要素と日本の詔という伝統的な要素が合わさり、特異な発展形態を辿ることとなった、という点を明らかにできたと考える。

付記 なお、前稿に引き続き岩隈道洋教授に資料などのアドバイスを頂いた。

注

- 1) 日本人の深層に、憲法の内容もさることながら、その言葉への畏敬というよりも畏怖があり、それを批判的に議論、あるいは改変することへの憚りが、精神文化として形成されているように感じている。それは極めて宗教的な精神性である。象徴的にいえば、憲法に神威を感じているのではないかと考えている。
- 2) 拙論「箕作麟祥の「憲法」という訳語採用の背景についての一考察」『中央大学政策文化総合研究所年報』25号、2022年
- 3) 文中の引用では『統法窓夜話』に関して略記した。
- 4) 以下のサイトから引用 (<http://www.japanesewikicorpus.org/jp/history/%E5%8D%81%E4%B8%83%E6%9D%A1%E6%86%B2%E6%B3%95.html>)。同様の認識は、憲法の解説書には、散見される。
- 5) この点は筆者の独断かもしれないが、憲法講義の書物には、「憲法十七條」の憲法観との違いに触れる、あるいは全く触れない場合でも、聖徳太子の「憲法十七條」を連想させる憲法という言葉の持つ歴史的な厚み、精神的な影響力は、学問的に部分的に否定しようが、無視しようが、大きいのである。この点の意義を認め、その原因を明らかにしないと、憲法という概念、制度が日本社会、更には日本文明の幹にしっかりと定着しないのではないかと、と危惧する。（詳しくは、拙論「比較文明学から見た日本文明の形態」『比較文明学会 40周年史』東海大学出版会、2023年）
- 6) それ故に、憲法改正への実質的な議論の前段階の議論が深まらないように考えられる。いわば、憲法は、「敬して遠く、神的な存在」と無意識化で認識されているのではないだろうか。本論を執筆中の2023年2月16日に憲法改正の為の調査会の開催が、3月2日に議員レベルで為されるというニュースが流れた。
- 7) ブーチン大統領も改正を行い、大統領の任期を伸ばした。ところが、日本では憲法が、「不磨の大典、神聖にして犯すべからず」として、議論することさえ憚られるという現実がある。この点で、民間の間では、明治12年頃から憲法草案が幾つも提案されていた。この場合は憲法という言葉が用いられていたが、政府や学問レベルでは、穂積陳重の回想のように、国憲が一般的であった。
- 8) この点は、筆者は既に宗教という言葉を事例として、日本文明におけるその意味の変遷を紹介した。拙著『仏教とヨーガ』（東京書籍、2010）。
- 9) 筆者は、テーマ上、穂積研究に依拠しており、結果的に批判的で分析的な表現になっているが、決して非難しているわけではない。寧ろ、彼のこの精神性が、近代法学や国家体制の根本

を形成してきた、という点には敬意を払うものである。しかし、本小論のテーマ設定が、穂積の活躍の一世代前の時代でもあり、また比較文明的な視点からの日本文明の分析でもあり、批判的な検討となった。

- 10) 西洋においても、近代の発生は、キリスト教の新たな信仰形態であるプロテスタント派の運動の衝撃から生じた面があり、そこにはそれまでの正統であり、社会秩序であったカトリックの価値観の否定を伴っていた。つまり、西洋近代文明には、そのような破壊と創造という断絶が必然的に伴っており、それを範とした日本の近代化とも、当然江戸時代やそれを支えた仏教信仰への破壊的な断絶が伴った（排仏政策など）。その結果、開国以前と以後では、当然ながら文化的というより体系的に文明レベルの断絶、非連続が生じるのである。
- 11) この点に関しては、拙論において検討した。「歴史情報としての聖徳太子」『国際情報学研究』創刊号。
- 12) 前掲拙論「比較文明学から見た日本文明の形態」参照。関連資料も挙げている。
「三曰、承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆臣載。四時順行。萬氣得通。地欲天覆。則至懷耳。是以、君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。」意趣訳として、この条はよく知られているが、近代以降の宗教としての仏教の普及を意味しているだけではなく、いな寧ろ仏教が文明として、当時の世界共通（萬国）の依拠する価値体系、つまり現在のいえば国際基準（極宗；キワメテノムネ）であるから、我国（ヤマト：日本）もこの国際基準を形成する、いわば仏教文明を受容し、先進国化（つまり今でいう西洋近代化）する、という国家の方向性を宣言したわけである。その意味で、この項目は当時の近代国家形成の宣言、つまり建国法（つまりコンスティテューション）ということになる、と筆者は考える。
- 13) カセット効果とは、日本文化に特徴的な難しそうな漢字には、よく分からないが、なかに重要な意味があるのだ、と読者の側でもまた受け取ってくれるということを表した柳父の言葉である。田村理「『漸進主義の立憲政治』覚書き——明治初期の立憲主義と「建国の体」」山元一他編『憲法の普遍性と歴史性』日本評論社、2019年、140-141ページ。
- 14) 神仏分離、排仏毀釈に関しては、拙著『インド仏教は何故亡んだのか』柴田道賢『廃仏毀釈』（公論社）1977年、を参照。
- 15) 排仏政策の悲惨な結果は、余り研究されていない。近年この方面の研究も少しずつ進んでいる。なお基本資料は『神仏分離史料』（東方書院）があるが、地方史などの関連項目を丹念に調べることは重要である。筆者も私的に調査を行ったが、排仏運動から120年を過ぎた頃で、直接の体験者はいなかったが、父親からきいたことがある、というような老人の話を収拾できた。
- 16) 排仏政策に関しては、前掲書『神仏分離史料』参照。

基本文献

- 穂積陳重（1980）『法窓夜話』岩波文庫
 ——（1980）『統法窓夜話』岩波文庫
 宮内庁（1970）『明治天皇記』第四巻、吉川弘文館
 ——（1971）『明治天皇記』第五巻、吉川弘文館